

31 福保健薬第2875号
令和元年10月21日

各店舗販売業者 殿

東京都福祉保健局長
内 藤 淳
(公 印 省 略)

令和元年度店舗販売業者講習会の実施について

平素は、東京都の薬務行政に御協力をいただき、ありがとうございます。

近年、医療用医薬品として処方されていた成分が一般用医薬品として流通し、入手が容易になったことから、都民の医薬品への関心度も一層高まっています。しかしながら、都民が医薬品を入手し、正しい知識がないまま使用している状況も見受けられます。このため、医薬品購入者に対し医薬品に関する正しい情報を提供することにより、副作用等から購入者を守っていくことが、店舗販売業者としての重要な責務となっています。

さらに、店舗販売業者においては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）により、一般用医薬品を購入し使用する者に対し、医薬品の適正な使用のため、必要な情報を提供するように努めなければならないことが規定されています。

これらのことから、都内の店舗販売業者に対し、薬事法規や薬理学に基づく薬の正しい知識、最新の医薬品情報及び的確な情報伝達方法等を習得していただくことにより、医薬品販売制度の定着と適正な運用の確保を図り、もって副作用等の健康被害から都民を守ることを目的に、本講習会を実施することといたしました。

本事業の趣旨を御理解いただき、一人でも多くの方に受講していただきますようお願いいたします。

なお、本講習会は、東京都が公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会に委託して、実施します。

また、平成24年3月26日付薬食総発0326第1号により厚生労働省より通知された「外部研修」の対象外であることを、念のため申し添えます。